

プラザウエスト・レストラン公募貸付事業募集要項

さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課（以下、「文化振興課」という。）が管理する以下の公有財産（以下、「貸付物件」という。）の貸付を公募により実施します。出店を希望される方は、この募集要項、物件調書等を理解・承知されたうえでお申込みください。

1 公募の概要

さいたま市地域中核施設プラザウエストの来館者の利便性向上を目的として、レストランの運営事業者を募集します。

本要項において設定した貸付条件の範囲内で、事業者の運営アイデアや市へ納める賃料などを企画提案していただき、それらを総合的に評価する公募型プロポーザル方式により貸付事業者を決定します。

◆ さいたま市地域中核施設プラザウエスト 施設概要

プラザウエストのほか、桜区役所・桜図書館が併設されている複合施設です。

所 在	さいたま市桜区道場4-3-1
延床面積	プラザウエスト 22,154.49 m ²
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て プレキャストコンクリート造5階建て 鉄骨造3階建て
竣工年月	平成17年3月15日
開館時間	9時～21時30分 ※桜区役所、桜図書館を除く
休 館 日	第2・4月曜日（祝日の場合は翌日）、(12/29～1/3) ※桜区役所、桜図書館を除く

主な施設

ホール	席数 402席（車椅子9席含む）	楽屋 5室
第1リハーサル室	定員 15名	第2リハーサル室 定員 11名
多目的ルーム	定員204～250名	音楽スタジオ1 定員 7名
音楽スタジオ2	定員 10名	音楽スタジオ3 定員 5名
音楽スタジオ4	定員 4名	音楽スタジオ5 定員 8名
第1和室	定員 24名	第2和室 定員 8名
第3和室	定員 8名	第4和室 定員 4名
パソコンルーム	定員 21名	陶芸アトリエ 定員 25名
絵画アトリエ	定員 20名	造形アトリエ 定員 13名

キッチンスタジオ	定員 25名	第1セミナールーム	定員 75名
第2セミナールーム	定員 39名	第3セミナールーム	定員 39名
第4セミナールーム	定員 39名	第5セミナールーム	定員 39名
第6セミナールーム	定員 24名	第7セミナールーム	定員 24名
第8セミナールーム	定員 12名	視聴覚室	定員150名

来館者数 令和4年度 108,768人 (310,444人)
 令和5年度 115,624人 (305,737人)
 令和6年度 115,676人 (302,557人)

※ 桜図書館の来館者数は()内の数字

◆ 貸付物件

貸付面積 302m²

貸付物件 別紙「物件調書」を参照してください。

附属設備 別紙「物件調書」を参照してください。

2 貸付（契約）の条件

用 途 主にレストランの運営を基本とした店舗

契約形態 借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約

貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年)

貸 付 料 提案金額（消費税抜き）

※ 最低貸付価格 月額122,000円（消費税込み）

保 証 金 契約貸付料の100分の10

＜使用上の条件等＞

別紙「プラザウエスト・レストラン公募貸付事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとします。

取り扱う品目、用途などは申込時に提出していただく別紙「企画提案書」（様式第3号）のとおりとし、原則、変更は認められません。

3 参加要件

申込できる運営事業者は、次の要件をすべて満たすものとします。

(1) 本公募要領、仕様書、物件調書、契約書（案）に定める事項を了承したうえで、誠実に履行できる法人又は個人であること。

- (2) 誓約書（様式第2号）に記された内容に反していないこと。
- (3) 複数の法人による共有、共同の利用をしないこと。
- (4) 申込者が、契約者となること。
- (5) 飲食店運営に伴う監督官署への申請や届出等、必要な手続き等を行える者であること。
- (6) 食品衛生法等の関連法令を遵守する管理体制を敷ける者。
- (7) その他、次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する申込に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当する者。
 - ② 直近2年間において、法人税及び、法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
 - ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
 - ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に該当する者。
 - ⑥ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく申込等除外措置を受けている期間がある者。

4 応募方法・日程

◆ 募集期間、質問の受付

募集期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月23日（金） <書類の配布> ・市ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126580.html ・文化振興課窓口 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 ※土日、祝日を除く、8時30分～17時00分
質問受付	受付期間 令和8年1月14日（水）16時00分まで 質問は下記ホームページの問い合わせフォームより提出してください。 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126580.html ※上記以外の方法（電話、口頭等）では受付しません。 ※質問の送信後到着確認の電話を以下にしてください。

	<p>電話 048-829-1227（文化振興課）</p> <p>質問の回答 令和 8 年 1 月 20 日（火） 市ホームページに掲載 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126580.html</p>
現地見学会	<p>令和 8 年 1 月 8 日（木）15 時 30 分より（30 分程度） 事前申込み制です。下記ホームページの問い合わせフォームより、 令和 8 年 1 月 5 日（月）までに見学会参加の旨を申出してください。 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126580.html ※上記以外の方法（電話、口頭等）では受付しません。 ※送信後到着確認の電話を以下にしてください。 電話 048-829-1227（文化振興課）</p>

◆ 応募方法・期限

提出書類	<p>①（様式第 1 号）参加申込書 ②（様式第 2 号）誓約書 ③（様式第 3 号）企画提案書 ④（様式第 4 号）事業者の概要及び実績 ⑤ 資格・免許等（業務内容で必要な場合） 【個人の場合】 ⑥住民票（本籍・続柄省略、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。応募の日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。） ⑦個人住民税に係る納税証明書（直近 2 年分） ⑧決算書又は決算書に類するもの（直近 2 年分） 【法人の場合】 ⑨ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ⑩ 法人市民税に係る納税証明書（直近 2 年分） ⑪ 決算書（直近 2 年分） ⑫ 定款又はこれに類する書類（最新のもの）</p> <p>※ 各 1 部ずつ提出のこと。なお、提出書類は一切返却いたしません。</p> <p>※ 提出書類の規格は証明書類を除き、原則 A4 版とします。</p> <p>※ ①～④については、紙での提出のほか、電子データ（CD-R 等）においても 1 部提出すること。</p> <p>※ ⑥、⑦、⑧は応募日から 3 ヶ月以内に発行されたものに</p>
------	---

	<p>限る。</p> <p>※ ①～④（様式第1号～4号）は、下記市ホームページ (当公募案内ページ)よりダウンロードすること。 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126580.html</p>
提出期限	<p>令和8年1月23日（金）16時00分まで</p> <p>※ 土曜、日曜、祝日を除く</p> <p>※ 提出書類に不備や不足があった場合の提出期限も上記となります。</p>
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>【提出先】〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市 文化振興課 文化施設係</p> <p>※ 郵送は当日消印有効。簡易書留郵便で送付すること。</p>

5 審査方法

- ◆ 応募方法・期限
文化振興課に設置する「プラザウエスト・レストラン公募貸付事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査及び選定を行います。
- ◆ 審査基準
別紙「プラザウエスト・レストラン公募貸付事業審査基準」を参照してください。なお、上記審査基準以外の審査内容の問い合わせは一切応じられません。
- ◆ 書類審査等
提出された書類に基づき、書類審査を行います。
令和8年1月30日（金）に実施予定の選定委員会において、企画提案会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行います。具体的な日時、会場及び実施方法等については、別途、対象者に連絡します。企画提案会は、非公開で行います。
ただし、応募状況により企画提案会を開催しない場合もあります。
- ◆ 運営事業者の選定
書類審査等により企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定します。
- ◆ 選定結果の通知及び公表
選定結果は企画提案会後速やかに提案者全員に通知文書を送付します。また、最優秀提案者は、その法人名を市ホームページにて公表します。
なお、審査の経過や順位の公表に関する問い合わせには応じられません。
- ◆ 選定後の手続き
最優秀提案者を内定者とし、早期の営業開始に向け設置・運営に伴う協議を行いますので、対応できる体制を整えてください。

6 契約方法・その他留意事項

◆ 契約の締結

- 1 選定された事業者には、契約に関する書類をお渡しします。
- 2 契約者は、申込者名義で締結しますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 賃料は、契約書に定める金額としますが、提案貸付料（月額、税抜き）に消費税を加えた額（1円未満の端数切捨て）に当該貸付期間の月数を乗じ、それを総額として表記します。
- 4 契約の締結に要する費用は、事業者の負担とします。

◆ 賃料の納付

賃料の納付は、文化振興課が発行する納入通知書に定める期日までに、月額を納付するものとします。

◆ 選定された事業者の取り消し等

- 1 次の場合には、事業者の内定を取り消すものとします。
 - ① 提出書類に虚偽の記入があったとき。
 - ② 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。
 - ③ 参加要件に掲げる要件に適合しなかったとき。
 - ④ 事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。
- 2 上記による内定取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとします。

◆ その他

- 1 本公募への申込に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- 2 提出書類は申込者に無断で事業者選定以外の目的に使用しませんが、情報開示請求により公開する場合があります。

◆ 問い合わせ先 さいたま市 文化振興課 文化施設係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1227 FAX：048-829-1996